

# 交通安全教育(小学生用)

児童は、幼児に比べて行動範囲が広がるだけでなく、保護者から離れて行動する機会が増えます。

「自分の命は自分で守る」ことを理解させ、学年や成長に応じた交通安全教育が必要です。

大人とこどもの目の高さは大きく異なり、大人なら遠くまで見通せる場所でも、こどもの目の高さからは見通せないこともあること等に配慮しながら教えるようにしてください。

## 1 交通事故の特徴

令和7年中、大阪府下で778人（前年比約3%増）の小学生が交通事故により負傷しています。

小学生の歩行中の事故の原因としては、「飛び出し」が約4割を占め、最多となっています。

また、こどもが死傷した交通事故の

約5割が自宅から500m以内で発生しています。

時間帯としては午後4時から午後6時の下校

時間帯に交通事故が最も多く発生しています。

朝礼、登下校などの機会を捉えて

- 道路を横断する際は横断歩道を渡り、その際も車の有無や動きを確認する

- 道路へは急に飛び出さない

等、具体的に繰り返し指導してください。

## 2 歩行中の注意事項

### (1) 道路へ飛び出さない

歩道等から車道に出る際は、「一度止まって右左の安全確認をする」等を指導してください。

### (2) 交差点の横断

交差点では、車等が来ていないかなど、必ず左右の安全確認をしてから横断するよう指導してください。

信号のある交差点では、「赤は止まれ、黄色は渡り始めない、青は安全を確かめてから渡る」といった基本的なルールを指導してください。こどもの存在に気づかず走行してくる車もあるので、青信号でもすぐに横断を始めず、必ず安全確認をしてから横断するよう指導してください。

### (3) 道路の横断

横断歩道以外の場所を渡る、駐車車両の直前・直後から渡るといった行為が原因で交通事故が発生しています。「遠回りでも横断歩道を渡る」ことを基本として、より安全な横断の方法を指導してください。

## 3 自転車乗用中の注意事項

自転車の危険性を踏まえ、自転車を安全に利用することの重要性を指導すると同時に、令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されていることを踏まえ、保護者に対しても、児童が自転車に乗車する際の乗車用ヘルメットの着用徹底を促してください。

### (1) 自転車に乗る前の注意事項

体格にあった自転車を選ぶ、ヘルメットを着用する、自転車の点検を実施する（ブレーキは利くか、タイヤはパンクしていないか等）等、自転車を安全に利用するための基本を指導してください。

### (2) 自転車安全利用五則の徹底

- 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

### (3) 交通ルールを守る

信号を守る、一時停止の標識のある交差点では必ず止まって安全確認をするなど、基本的な交通ルールを守るよう指導してください。

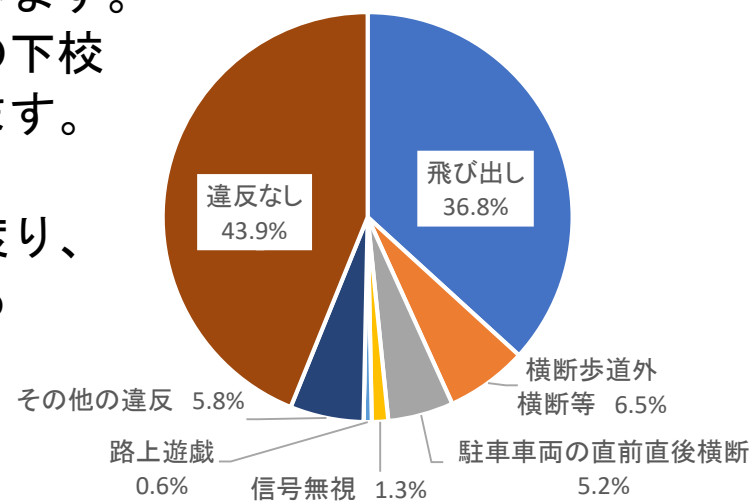
また、令和6年の法改正により、自転車運転中の「ながらスマホ」の罰則が強化されました。

小学生は高学年になるにつれてスマートフォン等の所持率が高くなるので、自転車を運転中にスマートフォンを使用しないよう指導してください。

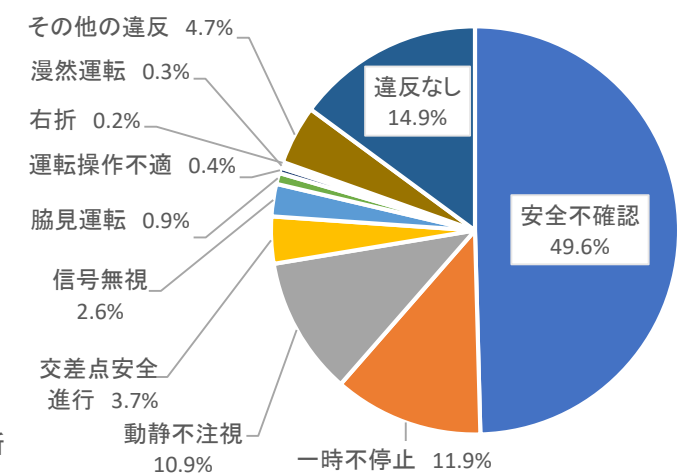
## 4 交通安全教育の要請

最寄りの警察署交通課までお問い合わせください。

事故の原因(歩行中)



事故の原因(自転車乗用中)



2025年中 大阪府警察調べ

